

横浜市男女共同参画センター
指定管理者 業務の基準

目次

1	男女共同参画推進事業に関する業務の基準.....	1
(1)	必須事業	1
(2)	留意事項	1
2	施設の運営に関する業務の基準.....	2
(1)	利用料金等	2
(2)	施設の貸出し等	2
(3)	報告書の作成	2
3	施設の管理に関する業務の基準.....	2
(1)	建物及び設備の維持保全並びに管理.....	3
(2)	施設の管理全般	3
4	緊急時の対応	3
(1)	急病等への対応	3
(2)	緊急時の対応	3
5	その他	3
(1)	事業について	3
(2)	施設の運営について	3
(3)	施設の管理について	4
(4)	その他	4

1 男女共同参画推進事業に関する業務の基準

(1) 必須事業

指定管理者は、男女共同参画の推進に関する施策並びに市民及び事業者による取組を支援する施策を横浜市に提案し、横浜市の了承を得て実施するものとする。ただし、以下の事業は必ず実施すること。

なお、実施にあたっては横浜市男女共同参画センター条例（以下「条例」という。）第2条を踏まえること。

ア 情報ライブラリを活用した男女共同参画に関する理解促進

イ 女性の経済的自立に資する支援

ウ 女性管理職育成支援

エ 女性の健康支援

オ 女性の理工系進路選択を進めるための取組

カ 男女共同参画に関する理解促進のための取組

以下の対象に対して、アンコンシャスバイアスや固定的役割分担意識の解消、育児・介護の両立支援、女性活躍、性の健康など、男女共同参画社会に関する理解促進のための取組を行う。

また、横浜市と企業等との連携協定に基づく理解促進のための取組を行う。

(ア) 市民

(イ) 企業

(ウ) 若年層

(エ) 支援機関・団体等

キ 地域防災における男女共同参画の視点の浸透に関する取組

ク ジェンダーに起因する差別、暴力、生きづらさ等に対応する相談等の取組

ケ DV相談支援センター業務

コ 男女共同参画に関する人権侵害相談・申出制度

サ DV・ハラスメント・性暴力等の根絶に向けた取組

(2) 留意事項

指定管理者は事業の実施にあたって、以下の留意事項を遵守すること。

ア 横浜市の広報ツールの積極的な活用も含めた、効果的な広報を行うこと。

イ 男女共同参画推進課が実施する事業について、男女共同参画課と協力し、男女共同参画センターの広報ツールを活かした広報を行うこと。

ウ オンラインやオンデマンドを積極的に活用し、利用者が講座や相談などを利用しやすい環境づくりに取り組むこと。

エ 男女共同参画センター横浜北については、横浜市民ギャラリーあざみ野と積極的に連携し、施設としての価値・魅力向上を図るなど、複合館であることを踏まえた取組を実施すること。なお、取組の実施にあたっては、横浜市民ギャラリーあざみ野と丁寧な協議を行うこと。

オ 子育て中の利用者の利便性に配慮した取組を実施すること。

- カ 男女共同参画センターにアクセスしづらい層に向けた出前事業（アウトリーチ）に取り組むこと。
- キ 教育機関等と連携し、若年層に向けた取組を実施すること。
- ク 男女共同参画を推進する企業や団体等と連携した取組を実施すること。
- ケ 区役所も含めた地域と連携した取組を実施すること。
- コ アウトカム指標等に基づく適切な事業評価を行うこと。
- サ 指定管理期間を通じて、次年度事業実施計画について男女共同参画推進課と協議すること。
- シ 横浜市中期計画や横浜市男女共同参画行動計画等の本市計画に位置付けられ、センターで実施している事業については、目標値を設定している場合は目標を達成すること。

2 施設の運営に関する業務の基準

(1) 利用料金等

- ア 利用料金については、横浜市男女共同参画センター条例に規定する範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が定める。
- イ 施設の有効利用、利用促進、利便性の向上等を考慮し、割引料金等を設定することができる。
- ウ 徴収した利用料金については、必要な帳簿を作成する。

(2) 施設の貸出し等

- ア 男女共同参画センターの施設・利用案内、実施事業等について、利用者及び市民に対し広く情報提供して施設の周知及び利用促進を図り、利用料金等の収入確保に向けて取り組むこと。
- イ 市民が施設を利用する上で、必要な指導・助言を行う。
- ウ 「横浜市民利用施設予約システム」により、施設の利用申請の受付、利用許可を行う。なお、利用申請時には、施設利用者からの相談を受け付ける。オンライン及び施設窓口での施設利用料金の支払いのキャッシュレス化に伴い、指定管理者は決済代行業者と契約を交わし、決済手数料等を自らの費用負担において決済代行業者に支払う。
- エ 施設利用者とは、利用日以前に十分な打ち合わせを行う。
- オ 利用料金の徴収方法は前納とする。ただし、必要があると認められる場合は後納とすることができる。
- カ 各種利用のための書類及び施設利用者に対する利用の手引きを作成する。
- キ 必要に応じ、電話による問い合わせ、施設見学等に対応する。

(3) 報告書の作成

指定管理者は施設の利用状況について日報を作成する。書式、記載内容は協定において定める。

3 施設の管理に関する業務の基準

男女共同参画センターの建物並びに設備及び備品については、その状態を良好かつ清潔に保ち、施設利用者が快適で安全に利用できるよう、長寿命化の観点も踏まえ、適切な維持保全及び管理を行う。

男女共同参画センター横浜北においては、複合施設である横浜市民ギャラリーあざみ野の専有部分

の一部及び共用スペースを含む施設管理を行い、費用は面積等に基づき両者の按分(※)とする。また、管理にあたっては、横浜市民ギャラリーあざみ野の指定管理者と協議の上、適切に行うものとする。
※按分比については、添付資料(1)3-4「横浜市民ギャラリーあざみ野との按分額」を参照

(1) 建物及び設備の維持保全並びに管理

指定管理者は、添付資料(4)「施設の管理に関する業務の基準」に則り、建物及び設備の各種点検(関係法令に則った法令点検、機能維持点検並びに巡回及び確認等)を実施し、施設を適切に利用可能かどうかを把握する。建物及び設備の破損又は汚損が発生した場合には、必要に応じて速やかに横浜市に報告するとともに協議のうえ必要な措置を講じる。

また、建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、建築局が指摘する優先的に行うべき修繕等については、横浜市と指定管理者が協議し速やかに対応を行う。

(2) 施設の管理全般

事件・事故防止、安全管理、衛生管理、清掃等、施設を安全で快適な状態に保つための業務を行う。

4 緊急時の対応

(1) 急病等への対応

男女共同参画センターの施設利用者、来場者等の急な病気、けが等に適切に対応するとともに、緊急時には近隣の医療機関等と連携し、迅速かつ的確な対応を行う。また、急病等への対応ができるよう、AEDの設置等、必要な施設の備えを検討し、対応するものとする。

なお、施設利用者等に事故が起こった場合は、ただちに横浜市にその旨を連絡することとする。

(2) 緊急時の対応

災害等の発生に備えて、対応マニュアルを作成するとともに、日頃から防災訓練等により、適切に対応できる体制を整備する。

緊急時には、施設利用者等の避難、誘導、安全確保等に迅速に対応し、ただちに横浜市に状況報告を行うこととする。

また、災害時には女性相談窓口を開設することとする。

5 その他

(1) 事業について

ア 事業の実施に際し、各種助成金、協賛金等を活用することができる。

イ 指定管理者が事業の実施のために施設を利用できる日数及びその際の施設利用料金については、横浜市と協議のうえ別途定める。

(2) 施設の運営について

ア 横浜市男女共同参画センター条例に基づき、横浜市が施設を利用する場合及び横浜市との共催

等により関係団体が施設を利用する場合に、利用料金を減免できることとする。

イ 横浜市が施設を利用する場合及び横浜市との共催により関係団体が施設を利用する場合に、規則で定められた時期より先行して予約ができる場合がある。その場合には、指定管理者と利用の調整を行う。

(3) 施設の管理について

ア 駐車場を利用できる者は施設利用者に限るものとする。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、この限りではない。

イ 男女共同参画センター横浜北の駐車場の管理にかかる費用及び収益については、横浜市民ギャラリーあざみ野の指定管理者との折半とする。

ウ 男女共同参画センターの施設内の一部について、市長の目的外使用許可を受けた団体が使用することがあるため、必要に応じて当該団体と調整を行うものとする。

エ 施設内に自動販売機等を設置する場合は、市長に対し目的外使用許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。

オ 施設内に喫煙場所は設けない。

カ 防火管理者を選任し、担当業務を遂行するものとする。

キ 自衛組織を結成し、防火・防災に努める。

(4) その他

ア 横浜市との連絡調整

指定管理者は、横浜市との連絡調整会議等を必要に応じて開催し、業務報告等を行うこととする。開催については、協議のうえ決定する。

イ 諸届

飲食物の販売など、諸届を必要とする場合には、指定管理者が手続きを行うものとする。

ウ 服務

男女共同参画センターに従事する職員は、施設利用者等に施設職員とわかるように、名札を着用する。

エ ネーミングライツ（施設命名権）

ネーミングライツを導入する場合には、施設愛称の表示等、付与された権利の運用にあたり発生する費用については、原則、指定管理者が負担するものとする。